

黒石市教育委員会告示第5号

黒石市UPる先生配置事業実施要綱を次のように定める。

令和4年6月29日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市UPる先生配置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立小中学校の児童生徒に対し、算数・数学の教科指導を行うために配置する算数・数学指導員（以下「UPる先生」という。）の配置その他の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(配置)

第2条 UPる先生の配置は、当該者の所持する教員免許の種類その他の適性を踏まえ、教育長が決定する。

(勤務計画表の提出)

第3条 UPる先生が配置される市立小中学校（次条において「配置校」という。）の校長は、UPる先生の年間の勤務計画を、UPる先生勤務計画表（様式第1号）により作成し、教育長に提出するものとする。

(勤務状況の報告)

第4条 配置校の校長は、月ごとのUPる先生の勤務状況を、UPる先生勤務状況整理簿兼勤務状況報告書（様式第2号）により、勤務した月の翌月の5日までに教育長に報告するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。